

香芝市上下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年1月31日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲宏

香芝市上下水道事業管理規程第1号

香芝市上下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程

香芝市上下水道事業文書取扱規程（昭和44年水道事業管理規程第11号）
の一部を次のように改正する。

第10条中「文書」の次に「（電子文書（電子メールにより受信した文書を含む。以下同じ。）を除く。次条から第15条までにおいて同じ。）」を加える。

第23条第2項を次のように改める。

2 廃棄する文書のうち、他見をさける必要があるものは、裁断又は焼却する等の措置をとらなければならない。

第23条を第26条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り下げる。

第19条の見出し中「及び契印」を削り、同条第1項中「押し決裁を受けた起案文書と契印をもって割印しなければならない」を「押すものとする」に改め、同条を第22条とする。

第18条を第21条とし、第14条から第17条までを3条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の3条を加える。

（主務外の配付文書）

第14条 主務課長は、その主務に属しないと認める文書の配付を受けたときは、直ちに業務課に返送し、当事者間で転送してはならない。

（課が直接に受けた文書の取扱い）

第15条 業務課以外の課が直接文書を受けた場合は、第11条第2号に掲げる文書以外については、そのまま第13条に定める手続をし、同号に掲げる文書については、直ちに業務課に回付して、第11条から第13条までに定める手続をしなければならない。

（電子文書の取扱い）

第16条 電子文書を収受した場合にあっては、主務課において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理しなければならない。

- (1) 電子決裁システム（電子情報処理組織を利用して電子文書の回議及び合議を行う機能を有するシステムをいう。以下同じ。）により処理するとき
第13条の規定を準用し、これを処理する。ただし、同条第1項の規定

による受付印の押印並びに記号及び番号の記入を省略することができる。

(2) 電子決裁システムにより処理しないとき 速やかに用紙に出力の上、第13条の規定を準用し、これを処理する。

2 主務課以外の課が電子文書を収受した場合にあっては、直ちに主務課へ転送しなければならない。

第2号様式中「第20条」を「第23条」に改める。

第3号様式中「第13条」の次に「、第16条」を加える。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第17条関係）

起案		公印照合欄	発送方法	起案者 内線（ ） 職 氏名
決裁				
施行				
決裁区分	議決事項	文書番号		保存期間
合議				
標題			<input type="checkbox"/> 伺	<input type="checkbox"/> 報告
			<input type="checkbox"/> 供覧	<input type="checkbox"/>

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。